

平成25年第4回大仙市議会定例会会議録第3号

平成25年12月10日（火曜日）

議事日程第3号

平成25年12月10日（火曜日）午前10時開議

- 第 1 一般質問
- 第 2 議案第146号 大仙市一般職の職員の給与に関する条例の一部を改正する条例の制定について (質疑・委員会付託)
- 第 3 議案第147号 大仙市税条例の一部を改正する条例の制定について (質疑・委員会付託)
- 第 4 議案第148号 大仙市国民健康保険税条例の一部を改正する条例の制定について (質疑・委員会付託)
- 第 5 議案第149号 大仙市移動通信用鉄塔設置条例の一部を改正する条例の制定について (質疑・委員会付託)
- 第 6 議案第150号 大仙市営住宅条例の一部を改正する条例の制定について (質疑・委員会付託)
- 第 7 議案第151号 大仙市地域の元気臨時交付金基金条例の制定について (質疑・委員会付託)
- 第 8 議案第152号 大仙市子ども・子育て会議条例の制定について (質疑・委員会付託)
- 第 9 議案第153号 総務部及び市民部に係る消費税法及び地方税法の一部改正に伴う関係条例の整備に関する条例の制定について (質疑・委員会付託)
- 第10 議案第154号 企画部及び農林商工部に係る消費税法及び地方税法の一部改正に伴う関係条例の整備に関する条例の制定について (質疑・委員会付託)

- 第 1 1 議案第 1 5 5 号 健康福祉部、生涯学習部及び市立大曲病院に係る消費税法及び地方税法の一部改正に伴う関係条例の整備に関する条例の制定について (質疑・委員会付託)
- 第 1 2 議案第 1 5 6 号 建設部、上下水道部及び水道局に係る消費税法及び地方税法の一部改正に伴う関係条例の整備に関する条例の制定について (質疑・委員会付託)
- 第 1 3 議案第 1 5 7 号 大仙市協和モーターサイクル場の指定管理者の指定について (質疑・委員会付託)
- 第 1 4 議案第 1 5 8 号 大仙市ふれあい体育館等の指定管理者の指定について (質疑・委員会付託)
- 第 1 5 議案第 1 5 9 号 大仙市南外体育館等の指定管理者の指定について (質疑・委員会付託)
- 第 1 6 議案第 1 6 0 号 大曲駅東駐車場等の指定管理者の指定について (質疑・委員会付託)
- 第 1 7 議案第 1 6 1 号 南外ふれあいパークの指定管理者の指定について (質疑・委員会付託)
- 第 1 8 議案第 1 6 2 号 平成 2 5 年度大仙市スキー場事業特別会計への繰入額の変更について (質疑・委員会付託)
- 第 1 9 議案第 1 6 3 号 平成 2 5 年度大仙市一般会計補正予算 (第 5 号) (質疑・委員会付託)
- 第 2 0 議案第 1 6 4 号 平成 2 5 年度大仙市国民健康保険事業特別会計補正予算 (第 2 号) (質疑・委員会付託)
- 第 2 1 議案第 1 6 5 号 平成 2 5 年度大仙市後期高齢者医療特別会計補正予算 (第 2 号) (質疑・委員会付託)
- 第 2 2 議案第 1 6 6 号 平成 2 5 年度大仙市土地区画整理事業特別会計補正予算 (第 2 号) (質疑・委員会付託)
- 第 2 3 議案第 1 6 7 号 平成 2 5 年度大仙市学校給食事業特別会計補正予算 (第 5 号) (質疑・委員会付託)
- 第 2 4 議案第 1 6 8 号 平成 2 5 年度大仙市簡易水道事業特別会計補正予算 (第 3 号) (質疑・委員会付託)

第 2 5	議案第 1 6 9 号	平成 2 5 年度大仙市公共下水道事業特別会計補正予算 (第 2 号)	(質疑・委員会付託)
第 2 6	議案第 1 7 0 号	平成 2 5 年度大仙市特定環境保全公共下水道事業特別会計補正予算 (第 2 号)	(質疑・委員会付託)
第 2 7	議案第 1 7 1 号	平成 2 5 年度大仙市農業集落排水事業特別会計補正予算 (第 2 号)	(質疑・委員会付託)
第 2 8	議案第 1 7 2 号	平成 2 5 年度大仙市スキー場事業特別会計補正予算 (第 2 号)	(質疑・委員会付託)
第 2 9	議案第 1 7 3 号	平成 2 5 年度市立大曲病院事業会計補正予算 (第 2 号)	(質疑・委員会付託)
第 3 0	議案第 1 7 4 号	平成 2 5 年度大仙市上水道事業会計補正予算 (第 2 号)	(質疑・委員会付託)
第 3 1	陳情第 2 号	日本国憲法をいかし、安定した雇用の実現を求めることについて	(委員会付託)
第 3 2	陳情第 3 号	医療・介護など社会保障の充実を国に求める意見書提出について	(委員会付託)
第 3 3	陳情第 4 号	安全・安心の医療・介護の実現と夜勤改善・大幅増員を求めることについて	(委員会付託)
第 3 4	陳情第 5 号	介護職員の処遇改善を求めることについて	(委員会付託)
第 3 5	議案第 1 7 5 号	平成 2 5 年度大仙市簡易水道事業特別会計補正予算 (第 4 号)	(説明・質疑・委員会付託)

出席議員 (2 8 人)

1 番 富 岡 喜 芳	2 番 秩 父 博 樹	3 番 細 谷 洋 造
4 番 佐 藤 隆 盛	5 番 後 藤 健	6 番 佐 藤 育 男
7 番 石 塚 柏	8 番 藤 田 和 久	9 番 佐 藤 文 子
1 0 番 小 山 緑 郎	1 1 番 茂 木 隆	1 2 番 佐 藤 芳 雄
1 3 番 古 谷 武 美	1 4 番 武 田 隆	1 5 番 金 谷 道 男
1 6 番 高 橋 幸 晴	1 7 番 大 野 忠 夫	1 8 番 小 松 栄 治
1 9 番 渡 邊 秀 俊	2 0 番 佐 藤 清 吉	2 1 番 児 玉 裕 一

22番 高橋 敏 英 23番 千 葉 健 24番 大 山 利 吉
25番 本 間 輝 男 26番 鎌 田 正 27番 橋 本 五 郎
28番 橋 村 誠

欠席議員（0人）

遅刻議員（0人）

早退議員（0人）

説明のため出席した者

市 長	栗 林 次 美	副 市 長	久 米 正 雄
副 市 長	老 松 博 行	教 育 長	三 浦 憲 一
代表監査委員	福 原 堅 悦	総 務 部 長	元 吉 峯 夫
企 画 部 長	小 松 英 昭	市 民 部 長	山 谷 勝 志
健康福祉部長	今 田 秀 俊	農 林 商 工 部 長	佐々木 誠 治
建 設 部 長	田 口 隆 志	上 下 水 道 部 長	小 松 春 一
病 院 事 務 長	伊 藤 和 保	教 育 指 導 部 長	小笠原 晃
生涯学習部長	佐 藤 裕 康	総 務 課 長	伊 藤 義 之

議会事務局職員出席者

局 長	木 村 喜代美	参 事	伊 藤 雅 裕
主 幹	堀 江 孝 明	副 主 幹	田 口 美和子
主 査	佐 藤 和 人		

午前10時00分 開 議

○議長（橋村 誠） おはようございます。

これより本日の会議を行います。

○議長（橋村 誠） 本日の議事は、議事日程第3号をもって進めます。

○議長（橋村 誠） 日程第1、本会議第2日に引き続き、一般質問を行います。
3番細谷洋造君。

（「議長」と呼ぶ者あり）

○議長（橋村 誠） はい、3番。

【3番 細谷洋造議員 登壇】

○議長（橋村 誠） はじめに、1番の項目について質問を許します。

○3番（細谷洋造） おはようございます。今回、初めて市民の皆様から許可をいただきまして発言の機会をいただくことができました市民クラブの細谷でございます。どうかよろしくお願いいたします。

昨日は、先輩議員諸氏の高尚な質問から、今日は一転、即物的な質問になりますけれどもお許し願いたいと思います。

また、昨日の質問の中で、もう既に私の質問に対する回答がなされている箇所もありますが、重複される部分でも市民の要望でございますので、簡潔にお答えいただきたく、よろしくお願いを申し上げます。

それでは、第1番目の質問に入らせていただきたいと思います。

選挙時、これは市議会議員選挙のことで気がついた部分で、市民の皆様からの要望のあったことでありますけれども、投票所の設置箇所と、それから不在者投票の場所と対応についてということでございます。

今回の選挙で有権者から強く要望されましたので取り上げました。

神岡地域における投票所集約は、地域に点在した集落の皆さんが全て4カ所に集約されたため、高齢者の皆さんをはじめとして病弱の方々には投票しなかったのではないかと推察できるぐらい、強引ではなかったのかなというふうに思われます。

前回の投票率、神岡地域79.27%から今回68.64%となり、10.63%低下いたしました。その時々様々な要因があり、一概には原因と決めつけることではないと思いますが、全体が投票率落ちている中で神岡地域だけが10%を超える減少、こういった現象はその一因にはあるのではないかというふうに思います。いま一度、市民の皆さんの要望を聞いていただきたいと思います。見解をお聞かせください。

また、期日前投票における場所と対応についてもご意見を伺うことができました。

「大曲本所の期日前投票箇所は、車から降りてすぐ投票所があつてすごくよかった。」、また、「玄関前で車椅子が必要かなど入りやすい雰囲気であつた。」という声を

聞くことができました。別の方からは、期日前投票所を若い人が集まるデパートや新しくできる病院あたりに設置できないかなど、なるほどと思うご意見を聞くことができました。

このように、よいと思われることは研究して、各地域でも検討していただきたいと考えますが、ご見解をお聞かせください。市民の参政権を確保することは民主主義の基本です。いま一度検証していただくことを要望いたします。

以上でございます。

○議長（橋村 誠） 1 番の項目に対する答弁を求めます。元吉総務部長。

【元吉総務部長 登壇】

○総務部長（元吉峯夫） 細谷洋造議員のご質問にお答えを申し上げます。

はじめに、投票所集約の見直しについてであります。

投票所につきましては、一定の区域、投票区を単位として指定いたしますが、再編前の投票区は合併後も旧市町村の投票区のまま 1 1 6 カ所となっております。

再編前の投票区の状況といたしましては、昭和の年代からの投票区を踏襲している地域や既に再編した地域もあり、また、投票区の単位も学校区や行政区、集落単位の区分と、その形態は様々でありました。

このため、投票区間で有権者数に極端に差があったり、投票所までの距離や各地域内の投票所数にばらつきがあり、これらを是正するために投票区の再編を行ったものでございます。

投票区の再編基準につきましては、総務省の通達では、一般的な基準として投票所までの距離が概ね 3 k m、有権者数は 3, 0 0 0 人が限度となっております。しかし、大仙市の再編につきましては、投票区を市街地と郊外に区分をいたしまして、道路状況や投票所としての適当な公共施設の有無などを勘案しながら独自の基準を設け、市街地においては投票所までの距離は概ね 2 k m 以内及び郊外においては概ね 4 k m から 5 k m 以内とし、有権者数は下限を 3 0 0 人、上限を 3, 0 0 0 人といたしました。

この基準をもとに平成 2 2 年 1 月の選挙管理委員会で再編の原案を作成し、市議会及び各地域協議会などからご意見を伺い、1 年余りをかけまして検討を行い、さらには投票立会人の確保など地域の実情を考慮しながら、平成 2 3 年 3 月の選挙管理委員会において 1 1 6 カ所の投票区を 6 7 カ所に再編することとし、1 年の周知期間を設けまして平成 2 4 年 4 月 1 日から施行いたしましたものでございます。

神岡地域につきましても基準に基づき10投票区から4投票区に再編いたしました。同じような人口規模と面積の仙北地域も7投票区から3投票区に再編をいたしておりますので、地域間のバランスはとれているというふうに思っております。

再編に関しまして神岡地域協議会から、再編により新しい投票所へ特に遠くなる関口、金葛、蒲、福島地区の方々、特にお年寄りの方々に関しまして不便さを懸念する意見がありましたので、解決策といたしまして隣接する大曲地域の松倉地区の投票所への再編を検討いたしました。地域感情からして時期尚早として見送られた経緯がございます。

再編による投票率の影響につきましては、9月22日に執行された市議会議員一般選挙の年代別投票の状況について分析した結果、30歳代までの若年層においては大仙市全体の平均値を下回っておりますが、60歳以上の年代につきましては全て上回っておりますので、再編による大きな影響は見受けられなかったのではないかとこのように思っております。

なお、現在のところ、選挙管理委員会に対しまして投票所の再編に関する不都合な意見というようなものは直接は寄せられておりませんが、要望を伺う機会といたしましては、各地域において定期的に市長面会日を開催いたしておりますので、こちらを利用いただければ、その意見について検討させていただきたいというふうに思っているところでございます。

次に、期日前投票所につきましては、本庁、各支所及び神岡・太田につきましては公共施設に各地域単位で1カ所ずつ設置されており、各投票所の出入り口は段差が少なく、スロープも設置されており、駐車場も確保されていることから、歩行が困難な方々でも車椅子などで容易に投票しやすい環境となっております。

各投票所はネットワークで結ばれておりまして、有権者はいずれの投票所でも投票できるシステムとなっております。

期日前投票者は徐々に増えており、先般の市議会議員一般選挙では、全投票者に占める割合は42.01%となっております。県内他市に比べ高い割合となっております。

今後も期日前投票者をさらに伸ばすべく、来場者に対しましては、迅速かつ正確な事務処理にとどまらず、投票者の立場に立って丁寧な対応に心がけるよう関係職員を指導してまいりたいというふうに考えております。

現段階では期日前投票者の増加が全体の投票率を押し上げるまでには至っておりませんが、期日前投票が定着しつつありますので、人が多く集まる新病院周辺などへの期

日前投票所の設置は、有権者が気軽に投票を行い、選挙を身近に感じてもらうことにより投票率を引き上げる方策の一つであると思いますので、前向きに検討させていただきたいと存じます。

【元吉総務部長 降壇】

- 議長（橋村 誠） 再質問はありませんか。
- 3番（細谷洋造） ありません。
- 議長（橋村 誠） 次に、2番の項目について質問を許します。
- 3番（細谷洋造） 2番目の項目で、桜守プロジェクトの推進と緑化運動についてでございます。

私も一緒に活動してまいりましたので、その経験も少し織り交ぜながらお話をさせていただきたいと思います。

各地域で取り組んでいる桜植樹や施肥活動、こういった活動に対して事例を紹介し、大仙市に全体化というふうな形に努めていただきたいというのが要望の趣旨でございます。

また、この冬の鳥の食害対策についてお考えがありましたらお聞かせをいただきたいと思います。

今までもこういった取り組みの紹介や、それから、いろんな取り組みを進めていただいておりますけれども、残念ながら今年は桜の花がうまく咲きませんでした。食害だけではないというふうに感じますけれども、この辺のことももしおわかりでしたらお知らせいただきたいと思います。

この機会に私の知っている事例といいますか、皆さんも知っているわけではありますが、少し話題にさせていただきたいと思うわけでもありますけれども、八乙女山を守る会の活動というのは、これは佐藤育男議員が事務局長をされているそうではありますが、こういった方々もされておりますし、花館地区コミュニティ会議の活動、こういった活動をされている方々もいらっしゃいます。内小友萬桜・育友会の活動、神岡地域さくらの会の活動、協和の和ピア付近での自治会活動、こういった方々が関心を持って活動をされております。

効果としてはですね、やっぱり住民と行政の皆さんとの協働交流ができるということだと思います。そして、子供たちとの交流、そして大人と子供の思い出づくり、こういったものにも貢献しているのではないかというふうに思います。そして、観光への効

果というふうにも期待できるなというふうにも思っております。実は私の友人を角館に連れて行きますと、東京から来て角館へ連れて行きますと、人が多い、素晴らしいということは言うんですけども、人が多いところでやっぱり都会から来た皆さんは、今度は自分のふるさとの方に連れていきますと、ここの桜いいじゃないかというようなこともおっしゃってくださいます。やっていることで、やはり少しずつ都会の皆さんも人の少ない桜の方を好むような感じもしますので、こういった点もまた効果としていいのではないかなというふうにも思っています。

また、住民への癒しといいますか、療養施設が近くにあるわけですけども、その入所者の皆さんが遠くへ行けないということで、天気の良い日、近くの桜で過ごしているというようなことも聞いております。

最近はまだ、切断した桜の木の活用ということで、くん製をする方がいらっしゃるようでありまして、これも利用したいというような声も寄せられました。

こういったことがやっていると感ずるところでございます。

この前、大仙フェアの時でありましたけれども、花館地区のコミュニティ会議の会長をやらせております佐藤正雄さんのお話を聞くことができました。花館小学校では3年生の皆さんが姫神公園へ行って桜の植樹をするそうでありまして、そして、4年生の方々が施肥活動ということをやられるそうでありまして、そしてそこには、やはり父兄の皆さんもやはり来ていただくというようなことがあるそうでありまして、このような活動、非常に奥が深いなというふうな感じを受けたわけでありまして、こういった活動を今年始まりました「チャレンジデー」というのがあるんですけども、この15分以上何か運動すると、そのカウントされるというようなこともお聞きしましたので、こういった日に活用はできないものかなというふうにも思いましたので、これは教育の関係でございますので、これは少し聞いてからでないとちょっとまずいかなというふうにも思いましたので、この辺のところもひとつ伺いたいなというふうにも思っています。

また、私は先般、仙台で行われました「食とみどり、水を守る」全国集会に参加してまいりましたけれども、栗林市長が長年の間関わってきた水、森林を中心とした環境資源の保全活用、そして緑を守る運動は、地域の生態系と密接にかかわるものというふうにも認識しておりますけれども、今回、緑化推進について大仙市で行事を行うと聞いておりますが、どのようなことなのかお知らせいただきたいと思っております。

以上でございます。

○議長（橋村 誠） 2番の項目に対する答弁を求めます。栗林市長。

【栗林市長 登壇】

○市長（栗林次美） 質問の桜守プロジェクトの推進と緑化運動についてお答え申し上げます。

はじめに、桜守プロジェクトの事例紹介による推進と鳥の食害対策についてですが、市では平成21年度から市の基本理念である「市民との協働によるまちづくり」のモデルケースとして、桜の保全と活用を図る仕組みを確立することで、地域の桜を後世に残していくことを目的に桜守プロジェクトを推進してまいりました。

これまで数多くの団体から当プロジェクトに取り組んでいただいておりますが、ご案内のとおり中仙地域の八乙女山を守る会においては、八乙女公園周辺を活動の拠点とし、年2回の下刈り作業や植樹作業、桜の管理に関する講習会の開催、中仙小学校及び中仙中学校の総合学習の支援などを行っております。

また、大曲地域の花館地区コミュニティ会議においては、姫神公園を桜の山として復活させることを目的に活動しており、花館小学校の児童を交え、植樹、施肥作業などを、サケのふ化事業への取り組みとあわせて行っております。

同じ大曲地域の内小友萬桜・育友会運営協議会においては、オーナー制による植樹といった独自の事業に取り組むとともに、大曲小学校及び内小友小学校の参加による植樹作業や散策道の整備など、余目いきいき協議会の協力を得て幅広い活動を行っております。

神岡地域のさくらの会は、神岡地域の桜を守っていくことを目的に活動しており、年4回、5回にわたるテング巣病の除去作業のほか、地域内のクリーンアップも実施しており、地域の活性化に貢献しております。

協和地域の合貝集落では、有志によるさくらの会を結成し、和ピア及び市営住宅周辺を中心に桜の保全活動を進めながら、地域内の環境整備に取り組んでおります。

このほか、太田地域齊内、南外、西仙北地域でも、それぞれの特色を生かした活動を実施していただいております。

このように各団体、自治会等が地域の桜を守り育てるため独自の取り組みを行うことで、市民と行政との協働のまちづくりの一端を担っていただいているとともに、子供たちとの交流や環境の整備による住民への癒し効果も生まれているものと思っております。

これらの活動事例につきましては、桜開花情報とともに市のホームページや広報紙等

で紹介を行い、これまで以上に桜守プロジェクトを市全体に広め、環境の整備を進めることにより、観光誘客にも効果が生まれるよう努めております。

また、剪定時に発生する切り枝のうち、テング巣病の枝は焼却処分することになりますが、罹患していない正常な切り枝については、くん製材料として再利用の可能性を検討するなど、本プロジェクトを一層推進してまいりたいと考えております。

また、ウソによる食害につきましては、これまでも神岡、中仙及び南外地域において、県知事の許可を得た上で冬期間、地元猟友会の協力のもと、銃器による駆除を実施しております。その年により変動はありますが、200羽から400羽を駆除し、桜の花芽が食害に遭わないよう取り組んでおりますので、今冬についても被害状況を確認した上で地元猟友会の協力のもとで対応してまいりたいと考えております。

次に、小学生による桜の施肥作業等の「チャレンジデー」活用につきましては、ただいま申し上げましたとおり八乙女山を守る会や花館地区コミュニティ会議においては、小・中学生との協働による作業などを実施しており、このような児童生徒を交えた桜の管理作業は毎年5月下旬に世界中で開催されている住民参加型のスポーツイベントである「チャレンジデー」を活用して実施することは十分可能であると考えております。

今後、「チャレンジデー」開催時期に実施可能な作業の検討を行うとともに、桜を管理する団体や各自治会等への呼びかけや小・中学生の参加についても協力をお願いするなど、「チャレンジデー」を盛り上げながら桜の保全及び子供たちの交流について、さらなる効果が生まれるよう関係機関と調整を進めてまいります。

次に、緑化推進運動についてであります。来年7月12日に中仙地域の八乙女公園を会場に、秋田県、大仙市及び公益社団法人秋田県緑化推進委員会の主催による「2014. あきた水と緑の森林祭」が開催されることが決定しております。本森林祭は、県民に「水と緑の条例」及び「水と緑の森づくり税」並びに「緑の募金」の普及啓発を図り、県民参加の森づくり事業を推進する機会として毎年各地で開催されております。

当日は500人規模の参加者を予定しており、記念植樹や追肥、下刈りなどの森づくり活動、木工体験や地元の林産物をはじめとした特産品販売などのふれあいフェアが予定されているほか、来年度は大仙市が誕生して10年目の節目であることから、その記念植樹や大仙市らしいイベントを計画してまいりたいと考えております。

【栗林市長 降壇】

○議長（橋村 誠） 再質問はありませんか。

○3番（細谷洋造） ありません。

○議長（橋村 誠） 次に、3番の項目について質問を許します。

○3番（細谷洋造） 3番目は、神岡地域、新道地区と私書いておりますが、市役所の方々から言わせると間倉築堤と呼んでいるそうであります。その堤防の不接箇所連結について、これは長年の間、懸案事項で、現状をどうなっているのか知りたいという住民の方々の強い要望でございましたので、お知らせをいただきたいということでございます。

水害の際は住民の被害や、それからお墓のある方々も、口には出さないのですが被害を受けて出費をした方々もいらっしゃいます。早期連結の働きかけをお願いいたしますと同時に、また、築堤全体の要望活動などありましたら現状をお知らせいただきたいというふうに思います。昨日の藤田議員との回答とダブっても構いませんので、どうかよろしくをお願いいたします。

以上でございます。

○議長（橋村 誠） 3番の項目に対する答弁を求めます。栗林市長。

【栗林市長 登壇】

○市長（栗林次美） 質問の神岡地域新道地区の堤防の連結についてお答え申し上げます。

はじめに、雄物川の改修整備につきましては、平成18年6月に県南の雄物川流域市町村で構成する雄物川上中流改修整備促進期成同盟会を設立し、私が会長となり国土交通省本省、東北整備局、湯沢河川国道事務所への要望活動を行っているところであります。

また、現在の築堤関係の整備状況につきましては、昨日の藤田議員の質問にお答えしたとおり、今年度繰り越しを含めて50億円ほどの予算が入ってきておりまして、8割方が発注済みだと聞いておりますので、それぞれの地域の堤防が高さとして見えてくるような状況になっているわけでありまして。

この新道地区を含む間倉の築堤につきましては、昭和48年から事業着手されておりますが、用地不調から未だに一部無堤区間480mが長年そのままとなって経過しております。平成23年6月の出水の際は、神宮寺水位観測所岳見橋地点で7.74mという観測史上最高水位に達した河川水がこの無堤部から流入し、神宮寺地区の低地を覆い、1,775世帯に避難勧告を発令するなど、市としても対応に苦慮したところであります。

す。

国土交通省からは、平成23年度に上流部の用地が確保され、施工可能なぎりぎりの範囲まで盛土をしていただき、また、平成24年度には市道との交差点2カ所、延長16.5mを除いて仮締め切りとして大型土のうを設置していただきました。今年4月の融雪による増水時には、この16.5mにもさらに大型土のうが速やかに設置され、浸水を未然に防いでおります。

今後につきましても河川の増水状況に応じて速やかに対応していただくこととしております。

しかし、あくまでこれは緊急避難的なもので、依然として地域住民から不安の声があり、何よりも築堤事業の早期完成が望まれているところであります。

間倉築堤につきましても、未だ関係者との合意に至っていない状況であります。国土交通省では関係者と鋭意交渉中であり、合意が得られることを前提にして協議を継続していると伺っております。

また、市といたしましては、合意に向けて協力を惜しまない旨を国土交通省にお伝えしております。

いずれにいたしましても、関係者との合意が得られれば即時工事着工していただくよう、国土交通省に要望を重ねてまいりたいと思います。

なお、神岡地域の宇留井谷地地区につきましても、既に昭和62年8月洪水対応の暫定堤防が施工済みであり、基準は満たしておりますが、川幅などの地形の関係で周辺の暫定堤防よりやや低いことから、その嵩上げにつきましても今年9月に地元自治会が中心になって国土交通省及び財務省へ要望を行っていただいております。

しかしながら、国土交通省からは川幅等の関係から一定の安全性は確保されているとの理由から、無堤地区が解消する時点で検討してまいりたいという回答を現在はいただいております。

【栗林市長 降壇】

- 議長（橋村 誠） 再質問はありませんか。
- 3番（細谷洋造） ありません。
- 議長（橋村 誠） 次に、4番の項目について質問を許します。
- 3番（細谷洋造） 4番目は、これもまた神岡地域で申し訳ありませんけれども、神岡野球場のスコアボードを電光掲示板に直していただきたいという、こういう要望でござ

います。

35回を数えました500歳野球、参加チームも今年は179チームとなりました。様々な話題を提供し、テレビのクイズ番組や新聞などで取り上げられ、今や大仙市にとって欠かすことのできないものになっているというふうに思います。

9月議会でも野球場施設のSBO表示の変更が改修できていないとの報告を拝見させていただきましたが、まずはこの500歳野球のメイン会場である神岡球場、このスコアボードを電光掲示板にして試みていただけないでしょうかということでございます。

関係者にお話を聞きました。土の入れ替えもというお話がありましたので、これもお尋ねしましたところ、これは大学、社会人野球の人たちにとって、柔らかいと逆に故障の原因にもなるので固くても構わないとのご意見でございました。まずは神岡地域及び仙北西部の子供たち、そして野球を愛する人たちに夢を与えていただくことをお願いいたします。

以上でございます。

○議長（橋村 誠） 4番の項目に対する答弁を求めます。栗林市長。

【栗林市長 登壇】

○市長（栗林次美） 質問の神岡野球場のスコアボードについてお答え申し上げます。

神岡野球場を主会場として開催しています全県500歳野球大会ですが、年々参加チーム数が増え続け、今年に至ってはラジオ中継や全国放送のクイズ番組などで取り上げられるなど、ますます盛んになってきております。

神岡球場の環境整備につきましては、懸案でありましたトイレの改修工事を今年度、大会に間に合うように実施させていただいております。

議員の質問でありますスコアボードの改修につきましては、大仙市内の8地域にある主要球場において、年次計画でBSO表示板（ボール・ストライク・アウト表示板）を改修する予定であり、全県500歳野球大会の主会場である神岡球場は、平成26年度の改修工事を実施予定であります。

一方、電光掲示板への全面改修となりますと、約1億円前後の費用を要することから、まずは市内主要球場のBSO表示板改修を優先することをご理解をいただきたいと思っております。

次に、土の入れ替えにつきましては、スポーツ振興課において年次計画で維持補修を行っており、約3年に一度の間隔でメンテナンス作業を施す予定となっております。神

岡球場につきましても平成24年度に作業を実施しており、次回は平成27年度にメンテナンスを実施する予定となっております。

今後も500歳野球はもとより、小・中学校の大会や高校、社会人野球、大学野球合宿と幅広いニーズに対応することにより、利用者から愛される野球場を目指してスポーツ環境の整備に努めてまいりたいと考えております。

【栗林市長 降壇】

○議長（橋村 誠） 再質問はありませんか。

（「議長」と呼ぶ者あり）

○議長（橋村 誠） はい、3番。

○3番（細谷洋造） これは回答はいりませんが、市長は仙北組合総合病院の建設でも、それから市街化活性区域のそういった工事についても、国や県のそれぞれの予算をうまく活用して大仙市の予算に影響を与えないようにいろいろ工夫されて建設されておることに私たちは高い評価をしておるわけでありましてけれども、こういった少しお金のかかる、しかも全県の皆さんが利用される、こういったものに対して、やはり県や国、こういったスポーツ予算の中から何かこの引っ張ってくるようなそういった工夫はできないものかと、こんなことも期待をしながら研究をしていただきたい、このようなことも要望しながらこの項の質問を終わらせていただきたいと思います。

以上でございます。

○議長（橋村 誠） 次に、5番の項目について質問を許します。

○3番（細谷洋造） 5番、市職員の給与及び待遇の協議についてということでございます。労働運動も少しかじってきましたので、ちょっと今回の部分でお聞きしたいということでございます。

公務員は関係法の適用で一定の制約を受けており、待遇については職員を代表する労働組合（当事者）と優先して当事者間で合意を目指して協議されなければならないと思いますが、今回出されている議案146号の職員給与の条例改正については、どのような対応をとられたのかお聞きいたします。

以上です。

○議長（橋村 誠） 5番の項目に対する答弁を求めます。久米副市長。

【久米副市長 登壇】

○副市長（久米正雄） 質問の給与条例改正に伴う職員組合への対応についてお答え申し

上げます。

今回上程しております条例改正につきましては、平成24年度に出された「55歳を超える職員は、標準の成績では昇給を停止する」という人事院勧告に基づき改正をするもので、勧告では平成25年1月1日実施でありましたが、改正給与法が平成25年6月に成立したため、国では国家公務員の直近の昇給日に当たる平成26年1月1日から実施するもので、本市においても国に準じて改正をするものであります。

本市の2つの組合、大仙市職員組合と大仙市職員労働組合からは、昨年度の「秋の統一要求書」並びに「春闘統一要求書」において、55歳超えの昇給停止を行わないことの要求がなされておりますが、その際にも国や県に準ずるというふうに回答しており、交渉の場でもその旨を説明をしております。

また、今議会に上程するにあたり、11月13日に両組合へ事務レベルでの説明を行い、11月18日と11月29日の大仙市職員組合との交渉には、組合側の要請によりまして私が出席し、県や他市の動向について当局及び職員組合で持っている情報を交換しながら、合意が得られるよう交渉を重ねております。

これまでも職員の給与及び勤務条件等の制度改革が必要な場合には、地方公務員法に基づき職員団体への説明、協議を行ってきたところであります。

今後も国の制度改革や人事院勧告、県の人事委員会勧告等において、職員団体への説明及び協議等が必要となった場合には、誠意を持って対応をしてまいりたいというふうに考えております。

【久米副市長 降壇】

○議長（橋村 誠） 再質問はありませんか。

（「議長」と呼ぶ者あり）

○議長（橋村 誠） はい、3番。

○3番（細谷洋造） これも回答いらぬんですけども、職員のモチベーションが落ちない工夫や、あるいは市民に影響が出ないように、よく話し合っていたいただきたいということをお願いをいたしまして、質問を終わらせていただきます。ありがとうございました。

○議長（橋村 誠） これにて3番細谷洋造君の質問を終わります。

【3番 細谷洋造議員 降壇】

○議長（橋村 誠） 一般質問の途中であります。この際、暫時休憩いたします。10時50分に再開いたします。

午前 10 時 41 分 休 憩

午前 10 時 49 分 再 開

○議長（橋村 誠） 休憩前に引き続き、会議を開きます。

一般質問を続けます。次に、9 番佐藤文子さん。

（「議長」と呼ぶ者あり）

○議長（橋村 誠） はい、9 番。

【9 番 佐藤文子議員 登壇】

○議長（橋村 誠） はじめに、1 番の項目について質問を許します。

○9 番（佐藤文子） 今定例会の最後の質問者として、日本共産党の佐藤文子でございます。通告に従い、早速質問させていただきます。

先程は大変失礼いたしました。

最初の質問は、住宅リフォーム支援事業の改善について、何点かお尋ねをいたします。

平成 22 年度から本格実施の住宅リフォーム支援事業は、秋田県の緊急支援事業と併用することにより、市内の住宅建築関連業者を中心に大きな経済効果を生んでおります。

秋田県の建築住宅課がまとめました県住宅リフォーム緊急支援事業の利用状況によりますと、平成 22 年度から 25 年 10 月 31 日までの大仙市の利用世帯は 2,700 件余りで、工事費は約 76 億円に及んでおります。

今後とも、より多くの市民の皆さんが利用できるよう、県も、そして市も継続して実施していただきたいものであります。その立場から幾つか改善を求めたいと思います。

実施から 4 年経過いたしました、この間の大仙市民の制度利用状況の傾向といたしまして、これは県の制度であります。制度利用状況の傾向といたしまして、1 つは、1 世帯当たりの工事額が 250 万から 260 万円と県内 13 市の中で突出して高くなっております。2 つ目には、全世帯に占める制度利用率というのは年間 2% 台と、これは県内 13 市の最も下位に位置しております。3 つ目には、市の住宅リフォーム支援制度と併用できている割合は 74% と、他市に比べて大変低くなっている、こうした 3 点が挙げられます。県も市も補助率 10% のもと、両方の限度額が受けられるよう高い工事額とする心理が働くためとは思われますが、それだけのお金を用立てることは一般には容易ではありません。そのことが世帯の利用率を下げているものではないかと考えるものであります。

また、市のリフォーム支援制度は、補助の条件として環境対策工事、省エネ対策工事、バリアフリー化工事、耐震化工事の4項目のいずれかで工事費の2分の1以上を掲げているわけであり、そのどの条件もゆうに30万円を超えるものでありますし、単なる部分改修などには使えないというのが市の制度であります。このことが市の制度利用が県制度利用を大きく下回る結果になっているのではないかと思います。多額の工事費を用立てなくても必要な改修ができ、県制度を市の制度がカバーして広く市民が活用できる制度となるよう改善が必要ではないかと思います。

秋田県では平成24年度から耐震、断熱、省エネ、バリアフリー化、克雪改修を対象工事として補助する安全・安心リフォーム推進事業を実施し、従前の緊急支援事業の二本立てで住宅リフォーム推進事業を行っております。こうしたことから、次の3点について改善を要望するものです。

1つには、現在の市の補助条件を満たさない一般の改修工事に対しても10万円以上の工事、20%の補助、限度額20万円というような緩和策を講じた補助制度を作るべきだと思います。

2つ目には、障害手帳の交付や介護認定及び住民税非課税世帯に該当する場合には、現行制度の補助率を30%に引き上げ、限度額を30万円に引き上げる、こうした手立てが必要だと思います。

3つ目には、一度に多額の工事費を工面できない方々のためには、過去の利用者でも工事内容が異なるものであれば再び利用できるようにすること、こうしたことで市の制度利用件数が県制度利用件数を大きく上回る大館市、鹿角市、湯沢市等で取り組み、こういったところに学んで改善できていくのではないかというふうなものであります。

こうした提起をしたわけですが、いかに利用者の裾野を広げ、多くの市民が利用しやすい制度となるようにするかというふうなことでありますので、是非ご検討いただきたいと思います。

以上で1番目の質問を終わります。

○議長（橋村 誠） 1番の項目に対する答弁を求めます。栗林市長。

【栗林市長 登壇】

○市長（栗林次美） 佐藤文子議員の質問にお答え申し上げます。

質問の住宅リフォーム支援事業についてであります。この住宅リフォーム支援事業は、国の経済危機対策事業を受け、経済対策、雇用対策を目的に平成21年度末に開始

しましたが、5年目の現在でも大変好評で多くの市民の皆様にご利用いただいております、秋田県のアキタ安全安心住まい推進事業との相乗効果もあり、市内住宅関連業界の活性化及び雇用の面でも大きく貢献しているものと考えております。

はじめに、対象工事以外の一般改修工事に対する補助条件の緩和についてであります。大仙市では環境対策工事、省エネ対策工事、バリアフリー化工事、耐震化工事の4項目を柱とした補助金交付要綱を制定し、市の住環境向上と省エネ効果を推進しております。この対象工事が全体改修工事の2分の1以上を占めることによって、他の一般改修工事も含めた全体工事費の10%の助成を受けられる制度となっているため、ご指摘の一般改修工事についても有効に活用していただいているものと考えております。

さらに、現在、市では雪に強い住宅を推進するため、住宅関連業界の各種団体のメンバーによるワークショップを行っており、それによって市民の意見を集約しながら克雪対策工事についても検討中であり、これも住環境を向上させる対象工事に加えることができるのではないかと考えております。

次に、障害者や要介護者世帯、住民税非課税世帯などに補助率を引き上げることの要望についてであります。本事業は大仙市経済雇用生活緊急対策の行動計画に示されている事業であり、経済対策を主としながら住環境の向上を図るもので、現行の条件でも多くの市民に活用していただいております。

これに加えて特定世帯への補助率アップ等の、いわゆる福祉政策としての住宅に対する支援は、福祉部門においても既に実施している事業もあり、それぞれの目的に沿った事業を組み合わせ利用していただきたいと考えておりますので、ご理解をお願いいたします。

次に、過去の利用者でも再度住宅リフォーム支援事業の対象にできないかとの要望であります。昨年度の風害による緊急支援策として、通常リフォームと重複交付できるように要項を改正した経緯はありますが、ご指摘のとおり現在の要綱では過去の利用者は再度補助を受けることができないこととなっております。

一方、秋田県では過去に限度額に満たない補助を受けた場合、限度額に達するまでは重複交付を受けられる制度となっております。市においても市民ニーズに応えるため、県とある程度歩調を合わせて利用しやすい制度にするように、再び補助を受けられる交付基準については今後の予算編成について検討してまいりたいと考えております。

【栗林市長 降壇】

○議長（橋村 誠） 再質問はありませんか。

（「議長」と呼ぶ者あり）

○議長（橋村 誠） はい、9番。

○9番（佐藤文子） 答弁で3つ目の今後の、過去の利用者にも利用できるような方向でというふうな前向きな答弁が得られましたが、もう一点、そのやっぱりこのお金がなければこの制度を使えない方々がたくさんいらっしゃる。そうした方々も多くこのリフォーム助成制度を気軽に活用できる、そういうふうな方向に改善が必要だというふうに私は思います。いろんな条件をつけ、それに一般の改修も網羅されるというふうなご答弁でありましたけれども、市町村でそれぞれ全県的にやられているわけですが、秋田県の制度よりも市町村で作った制度の活用件数が非常に多い市というふうなところが、町というのは、鹿角市、大館市、湯沢市、小坂町、羽後町というところでは市町村の制度が県の利用件数よりもずっと上回っているわけですが、これらの特徴は工事額を10万円以上と、あるいは20万円以上というふうに低く設定しております。また、大館市では工事額30万円以上というふうに設定してはおりますけれども、その過去の利用と工事内容が異なってきているというふうなこと、また、県制度と活用件数はほぼ匹敵する男鹿市では、その福祉や環境、障害者交付、介護認定等、18歳未満の子供さんがいらっしゃる場所、妊婦さんがいらっしゃる場所、こういうところにも30万円の上限、30%の補助というふうな補助率を嵩上げてやっているわけです。こうしたところ、大仙市以外はほとんどの市町村が工事内容に条件をつけていないというふうなところが、いわゆる県の制度と、そして市の制度、市町村の制度と抱き合わせにして併用するその利用率というのが全て80%以上、90%以上を超えているわけです。こうしたところを見ますと、もう少しこの大仙市の幅広くどんな改修にもやっぱり使えるというふうなことにすることが、もっともっと経済効果をもたらす、まず一つの大きな要因になれるのではないかというふうなことも思いますし、お金のない方々も工面に非常に苦勞しなくても準備できる程度の工事額に、低額に抑えるというふうなこと、そうした利用者を増やしていくというふうなことに大きくつながるものだと思いますので、是非この辺をもう一度検討いただきたいものだなというふうに思っているわけです。いかがでしょうか。

○議長（橋村 誠） 栗林市長。

○市長（栗林次美） 再質問にお答えします。

我々が捉えている全県の額的なものと議員がおっしゃることと少しズレがあるような気がいたします。ただ、全体とすれば、この制度、この仕組みについては、大変市民にも喜ばれておりますが経済対策としても有効であるということでもありますので、いろいろ調査をいたしまして、来年度予算編成の中で検討していかなきゃならないものだと思いますが、前提条件であります議員が今説明されたこと、我々の捉え方とかなり差もあるところもありますので、我々が全体を見る目と、それから議員がお調べになっていることと突き合わせながら改善策というものを検討していかなきゃならないのでないかなと思っております。

なお、この仕組みにつきましては、私自身はやっぱり経済対策の一環から入らせていただきました。その前提となったのが小規模修繕事業とか、いわゆる工務店、大工さん関係の、どうしてもこの仕事が少ない、薄いという部分を何とかカバーしなきゃならないということで、これは業界団体の皆さんともよく協議をしながらこの仕組みを作ってきたつもりであります。福祉サイドから入った事業ではちょっとございませぬので、福祉サイドの事業をこの中で活用できるような形で取り組んできた事業というふうに考えております。その辺も制度をやってから5年目になりますので、いろいろやっぱり工夫、変化させなきゃならないと思いますが、その辺もまず編成の中でいろいろ検討させていただきたいと思っております。

特に業界関係から強く要望されていることは、どうしてもお客さんとの関係で、やはり小規模な修繕なりこういう少額で様々な住宅の環境を改善できるという事業が少額でも続いていけば、お客さんとの関係が強化できると、そういうことを非常に大事にしているようであります。そうでないと一遍に大きい事業は、簡単に言うと住宅メーカーとかハウスメーカーにぼんといってしまう。やはり小さい工務店、あるいは大工さん等の感覚では、できるだけいわゆる消費者と色々な関係を持っていることによって、改築だけではなくて居住環境の問題についても相談を受けられる、そういう形で消費者と付き合い合っていくことによって、いつかは大きな仕事があるのではないかと、そういう期待感を込めながら、細かい仕事ですけれども喜んでこの事業に取り組んでいただいているという実態があります。どっちの制度をうまく利用するかというのは、ほかの自治体はまだこれからよく調べてみなければわかりませんが、我々のところではやっぱり工務店、いわゆる皆さんの様々な書類の書き方で十分活用できるというような答えをいただいておりますので、その辺も含めまして少し時間をいただいで検討させていただきたいとい

うふうに思います。できればいろんな面で反映できるものは26年度の予算に反映していきたいと思っております。

○議長（橋村 誠） 再々質問はありませんか。

（「議長」と呼ぶ者あり）

○議長（橋村 誠） はい、9番。

○9番（佐藤文子） ご答弁いただきましたように、少額でも工務店と皆さんとつながっていくことが、いずれ地域の経済にとってもよいことというふうな感じのご答弁だったようです。そういうふうな観点から言いましても、私が質問の2項目に取り上げました少額の、10万円以上の工事というふうなことなども是非検討いただければなというふうに思うわけでありませう。

そしてもう一点は、県の方の安全安心リフォーム、これを活用した補助工事額というふうなのは、24年度・25年度の10月31日までの件数でしかありませんけれども、1件当たり560万から650万というのが平均なんですね。そういうふうなことはかなりいわゆる資金、融資を受けるなど、そうした返済能力もなければできないというふうなこともありまして、やっぱりこの、一般の、なかなかこの少々屋根を直す、あるいは部屋を直すというふうなところに20万程度でかければ直せるものも、なかなか直せないというふうな方たくさんいらっしゃるって、使いたいけど使えないんだというふうなことも実際聞いておりますので、是非この最初に言いましたその10万円以上の工事というふうな工事額の引き下げ、かつて50万から30万に引き下げましたけれども、なおまた、高額なものを活用できる方々のためには大いに今の制度を活用していただきたいのです。しかし、それを使えない、条件の届かない方々にも使えるように、こうした制度を是非とも工事額を引き下げるなどの検討もあわせてお願いできればというふうにお願ひしてこの項目は終わります。

○議長（橋村 誠） 答弁はいりませんか。

○9番（佐藤文子） いりません。

○議長（橋村 誠） 次に、2番の項目について質問を許します。

○9番（佐藤文子） 次に、介護保険制度の見直し問題についてお尋ねいたします。

11月27日に厚労省社会保障審議会介護保険部会は、介護保険制度の見直し案を示しました。世論に押され方針を見直す一方で、制度の持続可能性の確保ということを理由に、手当たり次第の給付削減と負担増が盛り込まれているわけでありませう。

150万人が利用する要支援向けサービスは、給付の全廃は取り下げましたけれども、要支援者が最も多く利用している訪問介護と通所介護、デイサービスはボランティアを活用して効率的なサービスを行う必要があるとして市町村事業に移す、そしてその事業費は上限を設けるなど、厳しく利用を押さえ込む方向になっているわけであります。

また、特別養護老人ホームの入所については、例外規定を設けるものの、原則として要介護3以上に限定する。さらには、介護保険利用料については一定の所得のある人、大体年収280万円以上の方が有力と言われておりますけれども、この方々の介護利用料については2割に引き上げるなどなどであります。

安心できる公的介護を求める願いに背を背けて公的保険としての責任を投げ捨てる大改悪に突き進むことであり、とても許されるものでありません。こうした示した改定案は、まだまだ流動的で、全国からの批判・反対が寄せられているところでありますが、いずれ27年度からの第6次介護保険計画に向けて26年度中策定への大きな影響を与えるものだと私は考えるものであります。

中でも要支援者が最も利用する訪問介護と通所介護、デイサービスは、保険から外してしまう、こういったことは介護の重症化を防ぐための専門家が行っている訪問による見回り、観察、生活介護、心身機能維持などの介護予防サービスの役割を否定するものであり、とても許されるものではありません。市町村に移行し、事業費に上限を設けてボランティアを効率的に利用するサービスへの転換では、これまで同様のサービスが受けられる保障はなく、重症化が進んでしまい、介護費用はむしろ増加していくのではというふうに考えるわけであります。

要支援の保険外しの改悪案はきっぱりと撤回し、介護を受ける人も支える人も安心できる介護制度の確立に転換すべきであると考えているところであります。この立場から2点お尋ねいたします。

まず第1点は、市長はご両親を長らく介護されてきました。政府では要支援者の介護サービスはボランティアの有効活用をも、と公言してはばからないわけでありますけれども、要支援の状態から重症化しないように行うこのサービスとは、ボランティアで適切に行われるものとお考えなのかどうか、ご所見を伺います。

2つ目には、要支援者は年々増え、デイサービス、訪問介護も増加しております。市町村への移行は、サービス後退や重症化への懸念、実務上、現場にもたらされる多くの混乱、体制の問題など、余りにも課題が多く、何より社会保障費削減の一環として介護

保険給付費削減を目的として出されてきているのであります。市民が安心して必要な介護が受けられる願いに立てば、この際、要支援者に対しては、これまで同様の保険給付を行うよう政府に要望してはいかがでしょうか。

以上、2点お尋ねして終わります。

○議長（橋村 誠） 2番の項目に対する答弁を求めます。栗林市長。

【栗林市長 登壇】

○市長（栗林次美） 質問の介護保険制度見直し問題についてお答え申し上げます。

1 1月27日に社会保障審議会介護保険部会において示された見直し案においては、要支援1・要支援2の方の介護予防給付の仕組みがこれまでと変わることになり、訪問介護と通所介護については「新たな介護予防・日常生活支援総合事業」として市町村が地域の実情に応じて住民主体の取り組みも含めた多様な主体によるサービス提供ができる地域支援事業に移行するものとしておりますが、既に高齢社会を迎えている本市にとっては目の前にある直ちに取り組みなければならない課題であると認識しております。

大仙市における平成25年10月時点の要支援1・要支援2の介護予防サービスの利用者は676人であります。また、予防サービス総件数858件のうち訪問介護が224件、通所介護が350件で、合わせて574件利用されており、この2つのサービスで介護予防サービス利用全体の約66%を占めております。現時点での改正案においては、まだ不確定要素が多く不安材料はあるわけですが、市としては今後これらの方々に対して平成29年4月までに新しい介護予防・日常生活支援サービスを提供できる仕組みを目指してまいりたいと考えております。

そこで、佐藤議員が懸念されているボランティアの問題であります。大仙市が持っている見守りネットワークの仕組みや結っこサービス、地域の生きがいサロン、高齢者の生活支援等のサービス、運動機能改善などを目的とした予防教室など、市民ボランティアを含む社会資源の育成と活用がうまく組み合わせられ、市にあります5つの地域包括支援センターが中心となって、一人ひとりの状態や状況に応じてコーディネートしていくことによって新しい介護予防・日常生活支援サービスの提供が可能であると考えております。

また、介護予防状態になる恐れがある方に対しては、引き続き既存事業者の専門職からのサービスが受けられるような仕組みも考えてまいりたいと思っております。

次に、要支援者に対し、これまで同様の介護予防給付サービスを政府に要求すること

についてであります。市では現段階ではどのようなサービスを、どのような形で提供する仕組みとするか、また、要支援者を各種サービスにどのような方法で適切に結びつけていくか具体的には未定であり、国からも詳細が示されていない状況です。この見直しにより市の役割が大きくなるのは明白であります。社会資源や現在ある事業はもとより、ボランティアなど地域の力を効果的に活用することや広域的な取り組みなどにより介護保険制度の目的であります「地域で支え合う体制」、いわゆる医療・介護の連携も含めた地域包括ケアシステムの構築ができるものと考えております。

今後、国の動向に注意し、この制度改正が単なる介護給付の削減のみを目的とし、必要な支援が受けられなくなるような介護保険制度の低下をもたらすものであると判断される時は、市長会等を通じて政府に対し改善を要望してまいりたいと思っております。

【栗林市長 降壇】

○議長（橋村 誠） 再質問はありませんか。

（「議長」と呼ぶ者あり）

○議長（橋村 誠） はい、9番。

○9番（佐藤文子） 市長は答弁の中で、いずれその専門の職員を配置してやっていきたいとしたその介護、恐れのある場合はというような答弁がその中に入りましたけれども、いずれ要支援の皆さんは介護認定を受けて、これだけのサービスが必要だと認定された介護サービスを受けている方々でありまして、れっきとした介護サービスを受けている方々なのであって、介護の必要な方なのであります。そうした方々をデイサービス、訪問介護というものを、今度は地域支援事業に移す。これらの皆さんが重症化しないように市では対応していく、そういう考えも当然おありだと思いますけれども、現在行われている地域支援事業というふうなものに対するこの市の負担というなのが、実は19.75%でありまして、この中で1次予防とか2次予防とか言われるその介護保険で自立、あるいは介護認定をまだ受けておられない65歳以上の皆さんの健康教室、また、運動、こうした予防活動をされているわけでありまして。この19.75の市の負担というふうなのは、介護保険で予防給付としてデイサービスなどで出している市の負担というのは12.5でありますので、この分がもし市の方に下りてきましたならば、地域支援事業費に丸められて市の負担というふうなものは膨大に膨らむだろうというふうに思うわけでありまして。そういうふうな意味で、非常にこの市のいわゆる高齢者福祉介護サービスの今後の運営にとっても、この保険外しというふうなものは、非常にこの財

政的に市に対する負担を強いる内容を持っているというふうなことがはっきりしているわけです。そういうふうな意味からも、これらのちゃんとれっきとしたこの介護保険サービスを受けている方々ですので、これまでどおり保険給付でしっかりやってもらうよう、これ求めるのは当然だと思いますので、もう一度その辺、この今回の示された改定案で市に対する負担割合が大幅に増えるというふうなことを考えた場合に、確実にこれまで受けていたサービスを保障されるのかどうかというあたりでもう一回ご答弁をいただきたいと思います。

○議長（橋村 誠） 栗林市長。

○市長（栗林次美） 確かにそういう議員おっしゃったような恐れはあるわけですが、地域支援の仕組みをまず全然やれないようなところ、やっていないようなところというのが非常に問題視しているのではないかなと思います。我々は、いずれこういう形をといますか、いろいろ介護保険がある程度変化せざるを得ないということ、状況を見込みながら国の大きな方針の中にもありますように、そういうことを取り入れながら、例えばその包括という仕組み、地域包括支援センターを5つ作ってきたわけでありまして。その中で介護予防の問題を含めて、要支援の問題も含めて一部やっているわけですが、そのところが今度制度的に変わるのであれば、受け皿としてのそういう仕組みは我々作っているつもりでありますので、この保険制度の中で要支援の部分を、このまま切ってしまうということではないように思っております。仮にその制度改正になっても、我々そのサービスをやれる受け皿を持っていますので、昔と比べますとこの地域にあっても様々なボランティアの皆さんが育ってきております。これはボランティアにかえてやるという意味ではありませんけれども、そうした育ってきているボランティアの皆さんを上手にこの地域支援事業の中で参加していただくような形の中でやっぱりカバーしていくということを考えておかないと、今の制度改正に対してやはり様々な問題ありますよという提起はしておりますけれども、なかなかこの複雑に絡み合っていますので、ここを取ればいい、これがあれしたらいいという問題ではないと思いますので、大筋とすれば今、審議会の方向というのが示されておりますので、そういうふうに向かうということを前提にして受け皿を何とか作っていきたいというふうに思っています。負担の関係については、スパッとその部分だけ介護保険から切って市町村に財源対応しないということではないと思いますので、その辺は強く求めていきたいと思います。

○議長（橋村 誠） 再々質問はありませんか。

○ 9 番（佐藤文子） わかりました。ありません。ありがとうございました。

○ 議長（橋村 誠） これにて 9 番佐藤文子さんの質問を終わります。

【 9 番 佐藤文子議員 降壇】

○ 議長（橋村 誠） 日程第 2、議案第 1 4 6 号から日程第 3 0、議案第 1 7 4 号までの 2 9 件を一括して議題といたします。

これより質疑に入りますが、通告はありません。質疑はありませんか。

（「なし」と呼ぶ者あり）

○ 議長（橋村 誠） 質疑なしと認めます。

ただいま議題となっております議案第 1 4 6 号から議案第 1 7 4 号までの 2 9 件は、議案付託表のとおり、それぞれ所管の常任委員会に付託いたします。

○ 議長（橋村 誠） 次に、日程第 3 1、陳情第 2 号から日程第 3 4、陳情第 5 号の 4 件を一括して議題といたします。

本 4 件は、お手元に配付の陳情文書表のとおり、それぞれ所管の常任委員会に付託いたします。

○ 議長（橋村 誠） 次に、日程第 3 5、議案第 1 7 5 号を議題といたします。

提案理由の説明を求めます。元吉総務部長。

【元吉総務部長 登壇】

○ 総務部長（元吉峯夫） それでは、資料 N o . 4 の大仙市補正予算〔1 2 月追加補正〕をご覧ください。

1 ページになります。

議案第 1 7 5 号、平成 2 5 年度大仙市簡易水道事業特別会計補正予算（第 4 号）について、ご説明を申し上げます。

今回の補正予算は、半道寺地区簡易水道の取水量の急激な減少を受け、井戸の更新を行うための経費を補正するもので、歳入歳出予算の総額に、それぞれ 1, 4 4 0 万円を追加し、補正後の予算総額を 1 0 億 9, 3 7 5 万 5 千円とするものであります。

補正予算の概要につきまして、事項別明細書によりご説明を申し上げます。

はじめに、歳入について、7 ページになります。

歳入 9 款市債は、簡易水道整備事業債として 1, 4 4 0 万円の補正であります。

次に、歳出について、8 ページになります。

歳出 2 款事業費は、半道寺地区簡易水道改修事業費で、新たな取水井戸を築造するための経費として 1, 4 4 0 万円の補正であります。

以上、ご説明申し上げましたが、よろしくご審議の上、ご承認賜りますようお願いを申し上げます。

○議長（橋村 誠） これより質疑に入ります。質疑はありますか。

（「なし」と呼ぶ者あり）

○議長（橋村 誠） 質疑なしと認めます。

ただいま議題となっております議案第 1 7 5 号は、建設水道常任委員会に付託いたします。

○議長（橋村 誠） お諮りいたします。各常任委員会審査のため、1 2 月 1 1 日から 1 2 月 1 6 日まで 6 日間、休会いたしたいと思っております。これにご異議ありませんか。

（「異議なし」と呼ぶ者あり）

○議長（橋村 誠） ご異議なしと認めます。よって、1 2 月 1 1 日から 1 2 月 1 6 日まで 6 日間、休会することに決しました。

○議長（橋村 誠） 以上で本日の日程は全部終了しました。

本日はこれをもって散会し、来る 1 2 月 1 7 日、本会議第 4 日を定刻に開議いたします。

ご苦勞様でした。

午前 1 1 時 3 0 分 散 会